

価格高騰重点支援給付金のご案内

(10万円 / 1世帯)

- 所沢市価格高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 対象の世帯で18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれの児童）がいる場合は、**児童1人あたり5万円**が加算されます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象

支給対象となる世帯

- 令和5年度「**住民税所得割**」が課税されていない方のみの世帯
※世帯全員が住民税非課税の世帯は支給の対象にはなりません。
かつ
- **基準日(令和5年12月1日)**時点で「所沢市に住民登録」がある世帯
※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は支給の対象にはなりません。

こども加算対象児童

- **基準日(令和5年12月1日)**時点で世帯に扶養されている**18歳以下**の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）
※世帯主が18歳以下の児童本人となる場合は支給の対象にはなりません。
- ※令和5年12月2日以降に生まれた新生児がいる世帯、または別世帯の18歳以下の児童を扶養している世帯は申請により対象となる場合があります。



所沢市価格高騰重点支援給付金に関する「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



裏面もご確認ください。

お問い合わせ

所沢市価格高騰重点支援給付金
コールセンター



0120-922-647

受付時間 平日9:00~17:15(土日祝除く)

給付金の受給手続き

- 対象と思われる世帯には、5月上旬より順次、所沢市より確認書を送付しますので、お手元に届いた確認書の内容を確認後、必要事項を記入し、**令和6年6月28日(消印有効)までに返信してください。**



- ①住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないことを確認。
- ②いずれの市区町村においても令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等を対象とした給付金(10万円)を受給していないことを確認。
- ③給付金の振込口座情報を記入し、添付書類と一緒に返信。

●下記に該当する場合、給付金を受給するためには申請書での手続きが必要です。

- ・支給対象となる世帯で確認書が届かない場合
- ・別世帯の18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)を扶養している場合
- ・令和5年12月2日以降に生まれた新生児が世帯にいる場合

申請書に必要事項を記入し、

令和6年6月28日(消印有効)までに申請してください。

【申請書】

申請書は「所沢市ホームページ」よりダウンロードできます。

または、所沢市価格高騰重点支援給付金コールセンターにて申請書を請求いただけます。

【申請書類】

申請書、本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカード等)の写し、『令和5年度住民税課税証明書』の写し(令和5年1月2日以降に転入の方のみ)

【申請先】 **申請は郵送で** ※直接の持ち込みはできません

所沢市価格高騰重点支援給付金事務センター

〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル3F



所沢市
ホームページ
はこちら



給付金の支給時期

所沢市が確認書/申請書を受付し、審査後に支給決定通知にてお知らせします。